

同 前野和男

同 村田晃一

足立区議会議長 鈴木進様

(提案理由)

東京都に対し、小規模住宅用地にかかる都市計画税の軽減措置の継続を求めるため、本案を提出する。

小規模住宅用地にかかる都市計画税の
軽減措置の継続を求める意見書

国会や政府においては、現在、景気回復に向けて様々な施策の検討がなされているが、戦後最悪の失業率、個人消費の落ち込みや企業の設備投資の低迷等、一向に景気回復の兆候は見えず、長引く不況は区民生活に深刻な影響を与えている。特に、経営基盤の脆弱な中小零細企業経営者は減収減益により、廃業のやむなきにいたる者も少なくなく、地域経済に暗い影を落としている。

このような状況の中、東京都が都財政の再建を優先させ、「小規模住宅用地にかかる都市計画税を2分の1とする軽減措置」を廃止するとしている。しかし、この措置は昭和63年度以来継続され、区部の70%の宅地が適用を受けており、すでに制度として定着しており、廃止された場合は、一般家庭や中小零細企業経営者に与える経済的負担はもちろん、心理的影響は極めて大きく、また景気に与える影響も強く危惧される。

よって、足立区議会は東京都に対し、現在の景気状況における区民の税負担に配慮し、小規模住宅用地にかかる都市計画税の軽減措置を、平成15年度以降も引き続き継続されることを強く求めるものである。

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長 名

東京都知事 あて

議員提出第21号議案

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の
減免措置の継続を求める意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員 飯田豊彦

同 田中章雄

同 野中栄治

同 鈴木進

同 藤木二幸

同 渡辺修次

同 馬場繁太郎

同 白石正輝

同 藤崎貞雄

同 前野和男

同 村田晃一

足立区議会議長 鈴木進様

(提案理由)

東京都に対し、小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置の継続を求めるため、本案を提出する。

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の
減免措置の継続を求める意見書

景気回復の兆候が一向に見えない厳しい経済状況の下、経営基盤の脆弱な中小零細企業経営者は、事業の継続と生活の基礎を死守するため、多くの犠牲を払い、あらゆる経営努力を行っている。

このような中、中小零細企業を税制面から支援することを目的として、今年度の特例措置として実施された「小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置」は、極めて厳しい経営環境下にある中小零細企業経営者に、事業の継続や経営内容の健

全化に大きな力を与えた。

また、従来の小規模住宅用地と非住宅用地における税負担には大きな較差があり、土地に対する税負担の均衡上の観点からも、減免措置は必要な措置であるものと考える。

東京都がこの減免措置を今年度限りの措置とし、次年度以降廃止とした場合は、区民とりわけ中小零細企業経営者に与える経済的、心理的影響は極めて大きく、また景気に与える影響も強く危惧される。

よって、足立区議会は東京都に対し、小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を、平成15年度以降も引き続き継続されることを強く要望するものである。

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長 名

東京都知事 あ て

議員提出第22号議案

中小企業のための金融支援策の早期実施と
金融アセスメント法の制定を求める意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

- 足立区議会議員 ふちわき 啓子
- 同 忍 足 和 雄
- 同 浅 古 みつひさ
- 同 巻 田 清 治
- 同 鴨 下 稔
- 同 大 島 芳 江
- 同 鈴 木 けんいち
- 同 小 林 ますみ
- 同 吉 岡 茂

足立区議会議員 鈴木 進 様

(提案理由)

国会及び政府に対し、中小企業のための金融支援策の早期実施と金融アセスメント法の制定を求めるため、本案を提出する。

中小企業のための金融支援策の早期実施と
金融アセスメント法の制定を求める意見書

地域経済を支えている中小企業は、長期化する景気の低迷により、極めて厳しい経営状況下にある。金融機関による「不良債権の最終処理」によって、連鎖倒産や失業者が急増しており、地域経済や中小企業に深刻な影響をもたらしている。

また、金融機関の破綻や統廃合による影響も大きなものが予想される。こうした一連の金融上の問題によって、健全な中小企業が倒産に追い込まれることがないように対策を講じることが喫緊の課題となっている。

これらの金融問題を根本的に解決するためには、地域や中小企業に円滑な資金供給を図ること、貸す側と借りる側との公正な取引関係をつくること、地域や中小企業を支える健全な金融機関を台成することを目的とする金融アセスメント法を制定し、地域や中小企業への円滑な資金供給に努力する金融機関を正當に評価する仕組みづくりが求められている。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、次の事項を早急に講じるよう強く求めるものである。

記

- 1、不良債権の最終処理にあたっては、中小企業と地域経済への影響を最小限とする方策を講じること
- 1、中小企業の実態にあった金融検査マニュアルを作成し、中小企業に適用すること
- 1、金融アセスメント法を制定すること

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長 名